

東京都市計画第一種市街地再開発事業の変更 (文京区決定)

都市計画小石川柳町地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

道路の〔 〕は全幅員

名 称		小石川柳町地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約 0.8 ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
		幹線道路	都市計画道路 放射9号線	20 m 〔 40 m〕	約 100 m	-	整備済
			特別区道 文第241号	4 m 〔 8 m〕			
		区画街路	特別区道 文第815号	5 m 〔 10 m〕	約 30 m	-	整備済
			区画道路 第1号	4 m 〔 6 m〕	約 94 m	-	拡 幅
	種 別		名 称	面 積		備 考	
	公園及び緑地						
	下水道						
	その他の公共施設						
	建築物の整備	建 築 物		主 要 用 途	建 築 物 の 高 さ の 制 限		備 考
建 築 面 積		延 べ 面 積	高 層 部 80 m 低 層 部 30 m				
約 3,600 m <sup>2</sup>		約 32,000 m <sup>2</sup> (容積対象面積) (約 26,900 m <sup>2</sup> )	住宅、店舗、作業所、 事務所、駐車場				
建 築 敷 地 面 積		参 考	高 度 利 用 地 区 の 制 限 内 容				
建 築 面 積 の 割 合			延 べ 面 積 の 割 合	最高限度 容積率 70/10以下 建ぺい率 7/10 以下	40/10 以下		
約 7/10	約 49/10		最低限度 容積率 30/10 以上 建築面積 400 m <sup>2</sup> 以上	壁面の位置の制限 2 m、4 m			
建築敷地の整備	建 築 敷 地 面 積	整 備 計 画					
	約 5,500 m <sup>2</sup>	道路に接する敷地に良好な歩行者空間を確保する。					
住宅建設の目標		戸 数	面 積		備 考		
		約 270 戸	約 22,000 m <sup>2</sup>				

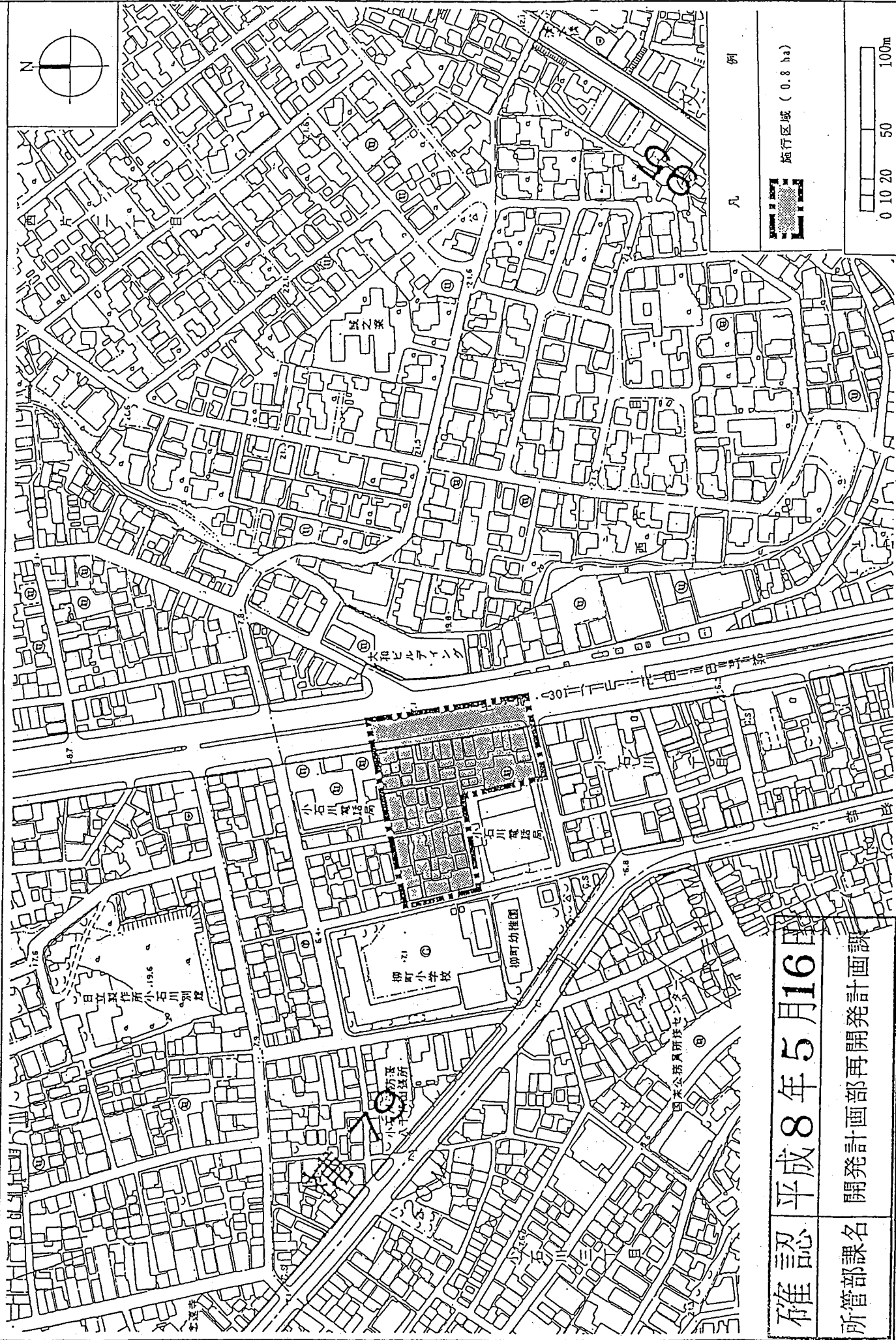
「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

住商工混在の低層木造密集地区を集約改善し、地域活力の再生と都市防災性能の向上に併せ、土地の合理的な高度利用を図るため決定したものである。しかし、社会・経済情勢の変化及び文京区都市マスタープランが策定され沿道型中高層複合市街地とする整備方針に変更されたことにより、施設計画を見直し、中高層集合住宅を主体とした市街地の形成を図るため、住宅建設の目標を変更する。

東京都計画 第一種市街地再開発事業  
小石川柳町地区第一種市街地再開発事業

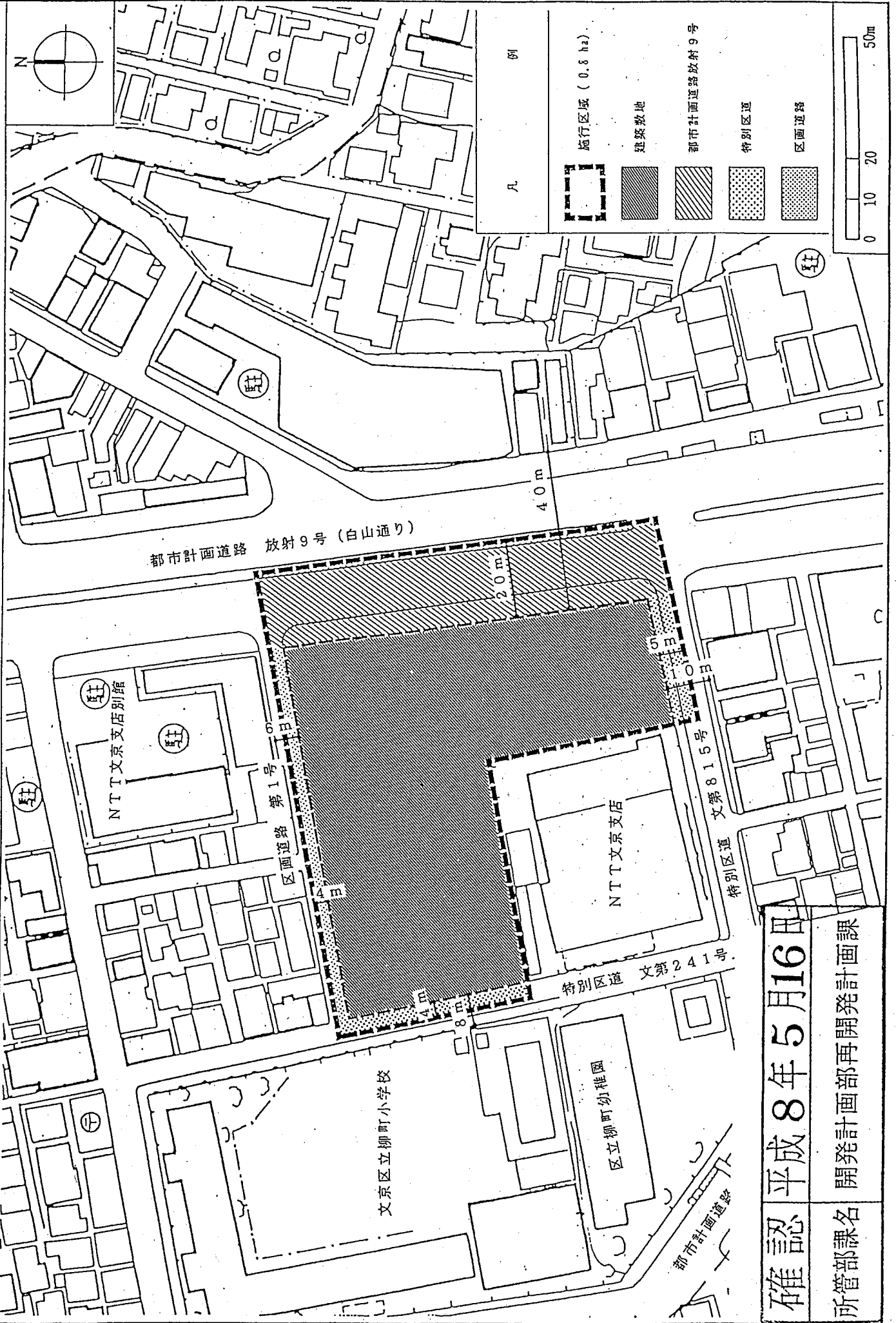
平面図(1) 施行区 図



確認 平成8年5月16日

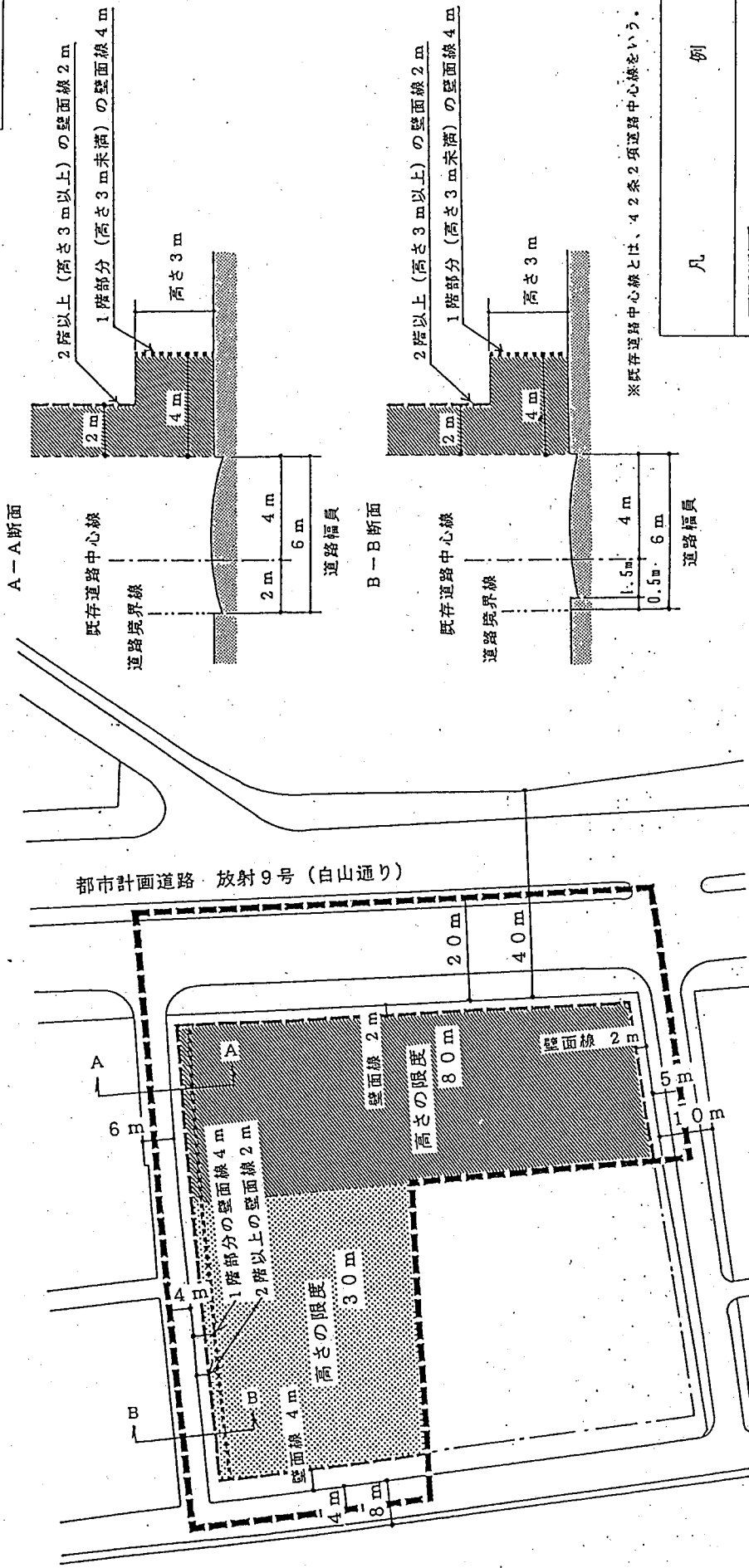
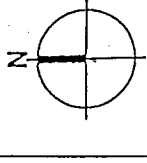
所管部課名 開発計画部再開発計画課

計画図(2) 公共施設の位置と街区の配置図



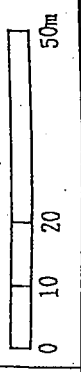
確認 平成8年5月16日

所管部課名 開発計画部再開発計画課



※既存道路中心線とは、4.2条2項道路中心線をいう。

凡	例
	施行区域 (0.8ha)
	高層部 80m
	低層部 30m



確認 平成8年5月16日  
所管部課名 開発計画部再開発計画課